

電気用品安全法に関する質問について

令和 7年 2月14日改訂
平成20年12月 5日 製品安全課

項目	技術基準省令解釈の改正に伴う適合性検査証明書の取扱い等について
----	---------------------------------

1 内容

平成19年9月18日付で技術基準省令解釈別表第十二の「J60950(H16)」が「J60950(H19)」に改正され、附則として「シュレッダー(文書細断機)を除き、3カ年間は従前の例によることができる。」ことになっています。

については、下記事項の判断に苦慮致しております。ご教示をお願いいたします。

Q1: 「J60950(H16)」を適用した適合性検査証明書(又は同等証明書)を保有して製造(又は輸入)事業を行っておりますが、平成22年9月18日までに「J60950(H19)」を適用した適合性検査証明書を取得する必要がありますか。

Q2: 「J60950(H16)」を適用した適合性検査証明書(又は同等証明書)を保有して製造(又は輸入)事業を行っておりますが、平成22年9月17日以前に有効期間が満了となり、適合性検査証明書(又は同等証明書)を再取得する場合、適用技術基準は「J60950(H19)」でしょうか。

Q3: 平成19年9月18日以降、「直流電源装置」の輸入を計画しておりますが、調達先の海外製造事業者は適用技術基準が「J60950(H16)」の適合性検査証明書(又は同等証明書)を保有しております。保有して証明書の有効期間を確認の上、副本を入手して保存することでよいか。

Q4: 上記Q3により、製品を輸入する場合、法第8条「基準適合義務等」の適用技術基準は「J60950(H19)」でしょうか。

2 回答

A1: 再取得する必要はありません。適合性検査証明書(又は同等証明書)の有効期間内は、証明書は有効です。

A2: 適用技術基準は、「J60950(H16)」及び「J60950(H19)」の何れかを選択できますが、「J60950(H19)」を推奨いたします。

A3: 適合性検査証明書(又は同等証明書)が有効期間内であれば、副本入手して記載内容を確認の上、保存することにより足ります。

A4: 平成22年9月17日までは、「J60950(H16)」及び「J60950(H19)」の何れかを選択できますが、「J60950(H19)」を推奨いたします。